

医第474号  
長第618号  
平成29年9月21日

各医療機関の長 殿

徳島県保健福祉部医療政策課長  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課長  
(公 印 省 略)

第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に係る  
医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換  
意向の把握について（照会）

日頃は、本県の保健医療・高齢福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「平成29年改正法」という。）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、平成29年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設について、廃止の期限が6年間延長されたところです。

また、平成29年度は、第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画が同時に策定される年であり、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要とされています。

こうした状況を踏まえ、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、医療保険適用の療養病床（医療療養病床）及び指定介護療養型医療施設（介護療養病床）における介護保険施設等への転換の意向等を把握する必要があるため、誠に恐縮ではございますが、別添調査票により平成29年9月29日（金）までに御回答いただきますようお願いいたします。

**【照会・回答先】**

徳島県保健福祉部長寿いきがい課  
施設サービス指導担当

TEL 088-621-2159

FAX 088-621-2840

E-mail watanabe\_tatsuya\_1@pref.tokushima.jp